## 郡山地方十地開発公社定款(昭和48年12月18日)

改正 昭和 55 年 6 月 10 日 平成 17 年 2 月 14 日 平成 元 年 2 月 14 日 平成 20 年 1 月 16 日 平成 20 年 9 月 25 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と豊かな発展に寄与し、もって住民福祉の増進に 資することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、郡山地方土地開発公社(以下「公社」という。)と 称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、郡山市及び須賀川市とする。

(事務所の所在地)

- 第4条 公社は、主たる事務所を郡山市に置き、従たる事務所を須賀川市に置く。 (公告の方法)
- 第5条 公社の公告は、主たる事務所前の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員 第1節 役員及び職員

(役員)

- 第6条 公社に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 10 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 公社に、必要に応じ、常務理事を置くことができる。 (役員の職務及び権限)
- 第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、規程の定めるところにより、理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、 その職務を行う。
- 3 常務理事は、規程の定めるところにより、理事長(理事長及び副理事長をい う。以下本項において同じ。)を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故が あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 副理事長及び常務理事以外の理事は、規程の定めるところにより、理事長(常 務理事が置かれたときは、理事長、副理事長及び常務理事をいう。以下本項にお いて同じ。)を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その

職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 16 条第8項の職務を行う。

(役員の任命)

- 第8条 理事及び監事は、郡山市長が任命する。
- 2 理事長は、理事のなかから、郡山市長が指名する者をもってこれにあてる。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事のなかから、理事長が任命する。 (役員の任期)
- 第9条 役員の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、若しくはみずから営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

- 第13条 公社に、理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第14条 理事会は、理事長が必要に応じ招集する。
- 2 理事長は、現任理事の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載 した書面を附して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

- 第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。
- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に特例の定めがある場合を除くほか、出席理事の過 半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

- 第16条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、当該理事は、出席したものとみなす。
- 2 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、理事会の開催に代 え、理事に書面を送付してその賛否を求め、その回答をもって表決に代えること

ができる。

(理事会の議決事項)

- 第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 業務方法書の制定又は改正若しくは廃止
  - (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
  - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
  - (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
  - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
  - (7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

- 第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
    - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定 する土地
    - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
    - ハ 公営企業の用に供する土地
    - ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
    - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
    - へ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な 土地
  - (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
  - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げ る業務を行う。
  - (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
  - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 公社の業務に関し必要な事項は、この定款に定めるものを除くほか、業務 方法書に定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は 1,960 万円とし、各市町村の出資額は、次のとおりと する。

郡山市	1,000万円
須賀川市	540 万円
田村市	140 万円
鏡石町	30 万円
天栄村	30 万円
石川町	40 万円
玉川村	20 万円
平田村	30 万円
浅川町	20 万円
古殿町	30 万円
三春町	40 万円
小野町	40 万円

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくず してはならない。

(事業年度)

- 第21条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (財務諸表)
- 第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後速やかに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、5月31日までに設立団体の長に提出する。

(利益及び損失の処理)

- 第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を補ない、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。
- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、欠損金として整理しなければならない。

(余裕金)

- 第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
  - (1) 国債又は地方債の取得
  - (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は、第 17 条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため 直接必要な経費に不足を生じたときは、設立団体の長の承認を経て、当該業務量 の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。 この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければ ならない。 第5章 雑則

(解散)

- 第26条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、郡山市議会 及び須賀川市議会の議決を経て、福島県知事の認可を受けたときに解散する。
- 2 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、 当該残余財産は、第20条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した市町村 にこれを分配する。

(規程への委任)

第27条 公社の運用に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもの を除くほか、規程の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この定款は、公社成立の日から施行する。

(任期の特例)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、郡山市長の 定めるところによる。

(事業年度の特例)

3 公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、公社成立の日から昭和 49年3月31日までとする。

附 則 (昭和 55 年 6 月 10 日)

(施行期日)

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成元年2月14日)

(業務の範囲)

この定款は、平成元年2月14日から施行し、昭和63年9月1日から適用する。 附 則(平成17年2月14日)

(施行期日)

1 この定款中第1条の規定は平成17年3月1日から、第2条の規定は同年4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前の滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町が出資したものについては、合併後の田村市が出資したものとみなす。
- 3 合併前の長沼町及び岩瀬村が出資したものについては、合併後の須賀川市が 出資したものとみなす。

附 則 (平成 20年1月16日)

(施行期日)

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 25 日)

(施行期日)

この定款は、平成20年12月1日から施行する。